

# 公共施設等運営権制度導入に係る静岡空港設置管理条例の一部改正

---

## 1 要旨

静岡県では、先導的空港経営検討会議から受けた答申を踏まえ、平成 25 年 4 月 25 日に「富士山静岡空港の新たな運営体制構築に向けた県の取組方針」を公表しました。

この取組方針において、富士山静岡空港の最終的な空港運営体制として、公共施設等運営権制度に係る法整備が行われるとともに、新たな運営体制によるビジネスモデルが軌道に乗る等の条件が整った段階で法律に基づいて公共施設等運営権を民間事業者に譲渡することとし、「県はこのような民間主体の空港運営の早期実現に努力する」としています。

県では、これまで、この取組方針に基づき、新たな運営体制の実現に向けて検討を進めてきましたが、このたび、公共施設等運営権制度の導入を可能とするため、平成 25 年 6 月に制定された「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」等に基づき、空港設置管理条例を一部改正します。

## 2 改正骨子

### ○ 運営権を設定する場合の特例

- ・ 知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）第 16 条の規定により、選定事業者が空港の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができる。
- ・ 運営権を設定することができる選定事業者の選定は、規則で定めるところにより知事に申請を行った者が基準に適合すると知事が認めた場合に行うものとする。
- ・ 公共施設等運営権を設定した選定事業者が行う業務は、空港運営等であって、着陸料等を自らの収入として収受するもの、その他知事の定める業務とする。
- ・ 業務を行うため、この条例の規定に基づく知事の権限は、運営権を設定した選定事業者が行うものとする。

### ○ 使用料金

- ・ 空港について公共施設等運営事業を行なう場合においては、運営権に係る施設の使用料金は、当該施設の利用に係る料金を運営権者に支払わなければならない。

### ○ 運営権移転の特例

- ・ 知事は、運営権の移転を受ける者が基準に適合する場合は、民間資金法第 26 条第 4 項ただし書の規定により、運営権移転の許可をすることができる。

## 3 今後の予定（案）

- ・ 平成 29 年 2 月 改正条例案の提出
- ・ 平成 29 年度 実施方針の公表、民間事業者の公募及び選定
- ・ 平成 30 年度 運営権の設定、実施契約の締結
- ・ 平成 31 年度 運営開始（最速）